



介護保険料などを軽減

所得の少ない人などを対象とした市独自の軽減制度

所得が少なく、介護保険料などの支払いが困難な65歳以上（第1号被保険者）の人を対象に、帯広市独自の軽減制度があります。

問い合わせ 介護保険課（市庁舎1階、介護保険料は管理係、☎65・4150、介護サービス利用料は認定給付係、☎65・4151）

みんなで支え合う 介護保険制度

介護保険制度は、高齢化社会の進行に伴い、介護が必要な高齢者を、家族だけではなく社会全体で支え合う制度です。

介護保険の運営に必要な財源は、約半分を40歳以上の皆さんが負担する保険料で、残りを公費で賄つ

ています。

保険料は、介護が必要となった人が、介護サービスを利用したときに使われます。誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料の納付にご理解ください。

65歳以上の人の平成28年度介護保険料納付額は、6月中旬にお知らせを郵送します。

介護保険料の軽減申請の受け付け

軽減の対象者

預貯金などの資産を活用してもなお生活が困難な人で、次のいずれかに該当する場合があります。

▼平成28年度の保険料段階※が表1の第2段階から第5段階に該当する見込みの人で、平成27年中の収入額が表2の基準以下

特別な事情で保険料の支払いが困難な場合

介護保険には、保険料の減免と納付猶予の制度があります。災害や失業などで著しい収入の減少があり、一時的に保険料が納められなくなった場合は、早めに介護保険課へ相談してください。

申請に必要なもの
①印鑑
②平成27年1～12月の収入額が分かる書類
平成27年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金振込通知書など
③通帳と届け出印
納付書で納めている人で軽減が認められた場合は、口座振替をお願いしています。

軽減の基準に当てはまると思われる人は、介護保険課に申請してください。期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内に申請して軽減が認められると、6月中旬にお知らせする保険料が軽減後の額になります。

昨年度、軽減が認められた人には4月下旬に申請書類を送付します。

受付日時
5月9日(月)～17日(火)、8時45分～17時30分(土・日曜日は除く)
受付場所介護保険課(市庁舎1階)

特別養護老人ホームや在宅サービスを利用する場合、表3の「軽減されるための条件」の全てに当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減されることがあるので、利用者負担軽減の手続きをしてく

ださい。
詳細は、介護保険課か担当のケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

申請に必要なもの
①軽減が必要な人の印鑑
②世帯全員の平成26年1～12月の収入が分かる書類
平成26年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金、恩給の振込通知書など
③世帯全員の預金通帳(平成26年1月～提出月までの内容が記載されているもの)、有価証券など

表1 保険料段階別の対象者

保険料	対象者	軽減が該当になる場合
第1段階	世帯全員が非課税 高齢福祉年金受給者または生活保護受給者 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の39万8428円以下
第2段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	表2の合計収入の基準に該当するか、世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の39万8428円以下
第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	
第4段階	世帯員いずれかが課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第5段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	
第6段階以上(本人課税)	本人が市町村民税非課税	

第6段階以上(本人課税)の人は該当しません

表2 世帯全員の合計収入の基準

世帯区分	平成27年中の収入
単身世帯	130万円以下 (入院か介護保険施設に入所している場合は110万円以下)
2人世帯	190万円以下
その他の世帯	上記に1人増えるごとに60万円を加えた額以下

資産などにより軽減に該当しない場合があります

表3 利用料などの軽減制度

軽減されるサービス	利用者負担分から軽減される割合など	軽減されるための条件
1 在宅サービスの利用者負担軽減 ▶(介護予防)訪問介護・通所介護 ▶(介護予防)訪問入浴介護・訪問看護 ▶(介護予防)訪問リハ・通所リハ ▶(介護予防)認知症対応型通所介護 ▶(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ▶(介護予防)短期入所生活介護 ▶(介護予防)短期入所療養介護 ▶地域密着型通所介護 ▶夜間対応型訪問介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶看護小規模多機能型居宅介護 ▶第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 ▶第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	50% =内容= ・利用料 ・食費 ・滞在費	①世帯全員が市町村民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下 ※世帯1人増えるごとに50万円加算 ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下 ※世帯1人増えるごとに100万円加算 ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない
2 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者負担軽減	25%または50% ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。	
3 生活保護受給者の利用者負担軽減 ▶介護老人福祉施設 ▶地域密着型介護老人福祉施設 ▶(介護予防)短期入所生活介護 ▶(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ▶看護小規模多機能型居宅介護	50%または100% ☆利用する施設により割合が異なります。	生活保護受給者

特別養護老人ホームや在宅サービスを利用する場合、表3の「軽減されるための条件」の全てに当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減されることがあるので、利用者負担軽減の手続きをしてく